

Title	小倉武一著 土地立法の史的考察
Sub Title	"Historical Observations on the land-laws" by T. Ogura
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.1 (1952. 1) ,p.57- 61
JaLC DOI	10.14991/001.19520101-0057
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520101-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紙幣の急増とは對蹠的に、直接税の大宗である人頭税は減少してゐた。即ち、一六四五年二〇片が課せられてゐたにも拘らず、九〇年代には一二片に減額されたのである。九二年の直接税収入が三萬磅を算してゐる點から見て、四千磅の増税は易々たるものではなかつたであらうか。この紙幣發行の經驗は、支配者達に十分な満足と與へたに違ひない。通貨不足による農民及小生産者の不平は緩和され、然も、財政的負擔は軽減されたかの如く偽裝されてゐた。加ふるに、公庫を充し、戦費を賄ひ得た。従つて、紙幣・公債(Bills of Credit)大藏証券(Buy Chequer Bills)等の濫發の蔭に、それ等の減價を豫想し、致富への途を密かに狙つてゐた人々は皆無であつたらうか。

膨脹に膨脹を續けるこれ等紙幣の擔保に引當てられてゐたものは、税収入のみであつた。乍然、既述の如く、租税體系は、瀕死の状態であつた。従つて、これ等の償還が遅延を重ねたのは何等怪しむに足りない。一七〇四年、支拂期限の二ヶ年延期を宣せられた一公債が、九・一〇・一一年に、夫々四・五・六年の再延期を規定され、遂に三〇年間の延期に切替へられたのである。それ故、それ等の減價は免れない。然も、この減價による犠牲は、通貨不足を歎じた人々の肩に落ち掛つて行つたのである。終局的には償還され、否償還を決定することの出来る人々にとつて、それは絶好の投機的對象となつた。一七五〇年、この投機は、投機者の勝利に終つたのである。

これ等紙幣と共に、一七一九年に始まる富饒(Provincial Lottery)銀行券(Bank Note)の濫發に關しても研究を進めなければならぬ。然し、これに就ては、紙數の關係上、他日に譲ることとする。唯前者は、今日我々の經驗する、饑と、その本質に於て何等擇ぶ所はない。それは、一般民衆の射倖心を巧に利用し、犠牲を強ひる組織なのである。

以上簡単にマ植民地の財政的發展を跡づけ、これが背後にある社會・經濟的關係を探らんとしたのであるが、誠に不十分な結果しか得られなかつた。その原因の大半は、筆者の不勉強に歸せらるべきであるが、マ植民地に關する財政自體の記録を十分参照し得ないことにも依つてゐる。乍然、與へられた條件の中で努力することは、それ自體決して無意味ではあるまい。

(註1) D. R. Dewey: Financial History of United States, p. 21.

(註2) C. T. Bullock: Historical Sketch of Finances and Financial Policy of Massachusetts, p. 3. footnote.

(註3) 一六八八年の人口は、四・四萬人である。従つて、これ等の人々に對する、直接税の操作により、財源を見出すことはさしたる困難はない筈である。人口は、Bancroft: History of the United States, Vol. I, 603 によらる。(一九五一年・一一・一〇)

書評

小倉武一著『土地立法の史的考察』

小池基之

のような仕事、たとえば日本土地制度史上における一劃期としての農地改革の意義を確定するために、日本資本主義における土地立法の過程を、「その内容と背景とについての綿密なる調査と正確なる解明」をもなつて追求するといふことは、必要なことであるが、またきわめて骨の折れる仕事であるといわねばならない。このたび(昭和二十六年三月)「農業綜合研究所研究叢書」第一七號として刊行された小倉武一著「土地立法の史的考察」はまさにこのような要望に應えるものといふべきものである。

われわれが經濟政策を現實の問題としてとりあげようとする場合には、その具體的な内容はいづゆる廣義の法律によつてあてられるので、その經濟政策を擔つてゐる法の分析なくしてはその役割をまつたく果すことは出来ない。もちろん法はその背後にある社會經濟的諸關係を構成する諸因子の對抗關係の結果として形成されるので、そのかぎりにおいて當該法の分析が問題とされなければならぬのであり、また、經濟政策の具體的な表現としての當該法の社會的意義や性格の分析のためには、それが法として形態をととのえるにいたるまでの成立過程の考察を等閑に附するわけにはいかなないのである。そして、現在われわれの當面している農業政策の意義や性格を的確に扶摘するため、これまでの日本農政の展開を跡づけてみようとするならば、右のような操作をもなつた農業立法の史的考察をその一面の課題としてもつこととなるであらう。けれども、こ

小倉武一著『土地立法の史的考察』

五七 (五七)

本書において企圖されているところは「近代日本における土地所有關係を土地所有權の性格を基準として考察」すること(八五五頁)であり、このような點から、「農地改革が直面したところの土地所有制とくに土地所有權」が「地租改正條例(一八七三)から戦時緊急措置法に基く小作料金納化の企圖(一九四五)に至る間における土地立法」の展開を通じて(八五五―六頁)考察の對象とされている。この間を通じて本書が一貫して規定する土地所有權の性格はそれが「地主的土地所有權」であるといふことである。「地主的土地所有權」はすでに徳川中期にその萌芽がみられるけれども(九四頁)、「民法の制定」(一八九六)を劃期してそれは「確立」される(二九三

頁)。そして、それが「地主的土地所有權」と規定される所以は、「近代土地所有權なる概念は私的土地所有權なる概念と混同してはならない」(五九頁)という點におかれる。近代的土地所有權は私的土地所有權の一つの外延としてあるいはその典型的なものとして理解され、私的有權から近代的土地所有權を區別するものとしてあげられるのは「用益權と所有權との對等な對立」である(同上)。「本來は私的有權は客體に對する包括的支配權なのであるから、用益權をそのうちに内包しているのであるが、商品經濟ないし資本制生産が、所有權から用益權の派生を必然的ならしめる」(同上)。これに對して、「封建的土地所有權にあつては、所有權に對する用益權の從屬」がその特徴として指摘される(六〇頁)。そして、この所有權への用益權の從屬は、私的有權におけるがごとく、私的性質と社會的性質との分裂にもとずいて、所有權から用益權が「いわば後來的に派生した」のではなく、「本來的に分離されている」ことから生ずるのである(同上)。「領主と隸農または農奴は各々、現實的用益と地代の收取という形態で土地を支配し、この支配が、領主と隸農、または農奴の社會關係そのものにほかならない」といふことになつてゐる。「封建的土地所有權にあつては、本來的に土地の領有(所有權)と保有(用益權)とがあり、それがそのまま上と下との拘束支配に結合してゐるのであるから、用益者は所有者に從屬する關係にあつて、ま

たその如く用益權は所有權に從屬するのである」(六〇・六一頁)。かくして、明治以降の土地所有の性格を批判し、檢討するためには、私的土地所有權とは區別される意味での近代的土地所有權なる概念が設定され、その視點からなされねばならないとされる。そしてこのような見地から、「私的土地所有權としての内容を有するが、用益權はこの所有權に從屬せしめられてゐる型態」(六四頁)として、地主的土地所有權なる規定が引出されるのである。これが本書を貫く基調である。一方において、小倉氏が私的土地所有權から區別されるべきものとして、近代的土地所有權を問題としたのは、近代的土地所有權が法制上確立されたとなす見解に對する批判として提出されてゐるのである。明治民法による土地所有權は、私的土地所有權の標識からすれば、法律自體においては私的土地所有權といわざるをえない。一般にこれを「近代的土地所有權」と等置してゐるので、現實につくり出された土地所有を近代的土地所有と考へることとは出来ないとするならば、法律的には近代的土地所有權は確立されたが、現實的には近代的土地所有權をつくり出さなかつたというか、あるいはまた明治民法にかかわらず、現實において土地所有關係は近代的でなかつたのであり、「上部構造」としての法律が外部から近代的土地所有權という觀念形態を移植したにすぎないということになるであらう(六三頁)。このいづれにおいても、法制上は、近代的土地所有權が確立したとみ

とめられてゐる。「しかし、果してそうであらうか。」「しかも明治民法による土地所有權は現實に妥當しなかつたか」といふと、否現實に妥當した」のである。そこで、明治民法による土地所有權は「私的有權として所有權一般の範疇としては近代的たることを失わなければならないけれども、近代的土地所有權としての標識を缺くことによつて、近代的土地所有權といふことを得ず」(六三—四頁)「地主的土地所有權」とよばれるのである。それでは本書において展開・論證されてゐる「地主的土地所有權」とはいかなる性質のものかと解すべきであらうか。

小倉氏はまず、明治維新による土地改革における土地所有權形成の仕方の基本的特質を、土地所有權の確立が地租改正の一環としておこなわれたこと、封建領主および家臣團の土地からの完全な分離が有償でおこなわれたこと、および土地所有權の確立が直接的生産農民による土地の獲得といふことによつてではなく、地主としての土地所有權の確定といふ實態においておこなわれたことの三點にもとめる。この形成の仕方は封建的土地所有權がすでに私的土地所有權へ轉化しはじめたことの歸結であり、また徳川中期以降の地主と小作の關係は「一部解體せしめられつつ存続したことを示すものである」(九八頁)。すなわち、この土地所有權形成の過程は、「小作人から徹底的に土地に對する關係を剝奪することを意味した」(一二二頁)のであり、また小作料收取は、近代的法律觀念による所有權の

場合にあつては裁判所によつて公權力が發動されるのであるが、ここにおいては直接に行政權力によつて確保され、しかも小作人の土地に對する權利關係は完全に無視されてゐる」(一三三頁)ことが、鳥取縣小作條例を中心として、指摘されてゐる。かくして形成・確立された私的土地所有權のもとに、その確立された限度において、これと矛盾する封建的慣行の一部は解消されたけれども、なお地主と小作人の關係には封建的關係が残存せしめられた。そしてその標識として「經濟的強制」が指摘される(一四七頁)。

ところが、他方において、小作人の薄弱な權利、すなわち「所有權への用益權の從屬といふ點だけをとれば、それは封建的土地所有權の本質的性質の一つ」であるが、「これを以て地主的土地所有權を封建的土地所有權といふことは出来ない」(六四頁)とのべる。「地主的土地所有權における用益權の從屬といふことは、所有權からの用益權の派生を從屬といふ形態で必然化し、同じく用益權の從屬を本質的性質とする封建的土地所有權に基く慣行の一部を、地主的土地所有權のもとに残存せしめられたのである」(同上)。そして、「私的土地所有權」は「封建的土地所有權に對比して」のべられていた(五八頁・二八二頁等)のである。「明治維新により確定された土地所有權は私的土地所有權であるが近代的土地所有權ではなく、地主的土地所有權としての性格をもつものといわなくてはならない」

(二八〇頁)。

このような「地主的土地所有權」なる規定の特徴は、つぎの表現において、さらに一層よく示される。「明治前期における土地所有權は、地主的土地所有權が封建的諸慣行とからみ合つたものといわなければならない」(二八一頁)。「地主的土地所有」は、一般にいわれているように、土地所有關係における地主小作間の「封建的な」從屬關係を基本とするものではなく、小作人の「薄弱な權利」のうえに成立する。かくして、「小作條例草案」(一八八七)を経て、舊民法において物權として取扱われていた賃借權が明治民法においては債權とされたことが、きわめて大きくとりあげられ、民法の制定をもつて「地主的土地所有權」確立の劃期とされるのである。

一般に「法實證主義の立場」の批判のうえに立つ「法社會學の立場」においては、「法律はただの觀念的存在そのものにとどまるものではなく、それは現實の規範秩序と相まつてのみ、現實的に意味をもち得るのである」とされる。(川島武宜「所有權法の理論」八〇頁)。小倉氏はかかる「法社會學の立場」は「十分に法律學的ではない」(土地立法の史的考察二八四頁)として、「少くとも近代的土地所有權が法律學的範疇であるならば、それが農村においてであれ農業においてであれ妥當するか否かは實定法において探求されなければならない」と主張する(同上)。かくして、「土地立法の史的考察」においては、

「制定法や慣習法の如き實定法の形成特に制定法の立法という政治的・法律的現象を通して實定法として實在化していく社會的規範そのもののうちに土地所有權の型態を歴史的に跡づけようとする」ことが課題とされる。「それに實定法の解釋ではなくして、實定法の形成の過程を明かにすることによつてなされる」(二八四―五頁)。

だが、さきに提起した、「地主的土地所有權」の性質規定自体にふくまれていた問題も、このような氏の方法論自體に由来するものであつたのである。それは小作人の無權利を「法律學的範疇」として説明しえても、その本質を説明するものではない。「問題とさるべきは法的規範そのものとその現實的な意義」であるが(二七九―二八〇頁)、土地所有關係に關していえば、それは土地所有權の問題である前に、まず土地所有の問題であつたのであろう。

三

民法の施行によつて「終局的に確立された」地主的土地所有權として法的に表現されている土地所有の轉期は、大正中期にもとめられる。それは同時に土地立法のうえにおいて一つの轉期としてあらわれ、それを具體的に示すものとして、大正十年(一九二一)六月六日の第一次小作研究資料にはじまる政府部内における小作法制定の研究および同十一年(一九二二)四月

九日の日本農民組合創立大會における「耕地の社會化」「耕作權の確立」の主張が指摘される(三〇三頁)。これを端緒とする小作立法の展開についての刻銘な分析において、とくに、政府の企圖した小作立法と地主層の意圖、すなわち、「政治權力の内部分割における『ブルジョア民主主義』的分子の企圖と保守的地主勢力の意圖の對抗」、小作制度の調査機關においては「前者は農商務省官僚の一部や學者の一部によつて代表され、後者は保守政黨の代議士や地主によつて代表され」、「保守政黨においてはどちらかといえば前者は憲政會に、後者は政友會によつて代表され」、またその對抗の具體的關係は前者の小作法研究資料または小作法案に對し、後者の小作調停法または自作農地法案に示される對抗關係およびこれらに對する「眞に對抗的な」ものとしての「農民組合の全國的組織」このような對抗關係が本書においてとりあげられている視點である。「大正九年(一九二〇)から昭和六年(一九三一)に至る間の小作立法に關する企圖、對抗、要求が僅かに小作調停法と自作農創設維持補助規則を結果としたのみであつた」けれども「ブルジョア民主主義」の小作立法の企畫ないし農民團體の小作法制定の要求は、農業における資本主義の發達が地主的土地所有權を桎梏とすに至つた客觀的條件の生成に因るものであり、「それがまた地主的土地所有制にとつて危機を現わすに至つたのである」(六〇九頁)。

第二の轉期は昭和十三年(一九三八)四月の「農地調整法の

小倉武一著『土地立法の史的考察』

成立」におかれる。これが轉期とされることの意味は、ここに二箇條の小作法規が挿入されたとはいへ、「耕作權の確立」よりも自作農創設に二層の重點がおかれ、そこにはしかも自由創設主義と間接創設主義が原則として最後まで貫徹した。「寧ろそれは地主的土地所有權の擁護に利用されようとした」(八六〇頁)という點におかれるものごとくもある。そして、この時以降戦時緊急措置法にもとづく小作料金納化の企圖にいたるまでの過程は「戦争の論理の必然による」地主的土地所有權の分解「近代的土地所有權の形成の過程の進行」(八五六頁)としてとらえられる。そして「農地改革はかかる地主的土地所有權の分解の過程の完成でなければならなかつた」(同上)。しかし「農地改革が地主的土地所有權の清掃と近代的土地所有權の確立をもたらしたか、そうしてまたそれが『日本農業の基本型』をその根源において再編し日本農業を本格的農業への解放の道を拓くに至つたか、それは、史的考察の對象というよりも現代的課題であらう」(八六二頁)とのべて本書を結んでいる。本書が、さきに指摘したような方法的限界をもつてはいても、その意圖した「實定法の形成の過程」が「制定法として成立した法律ばかりでなく、制定法として成立しようとしたもの、制定法として成立しなかつたものなどが考察の對象」とされ(二八五頁)、それが豊富な資料の驅使によつて果されている點において、十分に評價され、また利用されるべきであると思ふものである。